

米回国債ファンド 為替ヘッジなし(毎月決算型) 第16期分配金は40円(1万口当たり、税引前)

2015年6月29日

平素は、『米回国債ファンド 為替ヘッジなし(毎月決算型)』をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは、2015年6月26日に第16期計算期末を迎え、当期の収益分配金につきまして、40円(1万口当たり、税引前。以下同じ。)と致しましたことをご報告申し上げます。

当ファンドでは第3期決算(14/5/26)以降、毎期の分配金を20円としてきましたが、主に米ドル高円安により基準価額が上昇したことや現在の市場環境などを勘案し、第16期決算(15/6/26)にかかる分配金を従来の20円から40円に引き上げることとしました。

なお、第16期決算(15/6/26)について、期中の配当等収益は32円(1万口当たり、経費控除後)、分配対象額は2,119円(1万口当たり、分配金支払い後)となっています。

また、当ファンドの分配方針は以下のとおりとなっています。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

※配当等収益(1万口当たり、経費控除後)および分配対象額(1万口当たり、分配金支払い後)について、円未満は四捨五入しています。

※分配金額は、決算の都度、収益分配方針に基づいて委託会社(大和投資信託)が決定しますので、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、分配金額の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

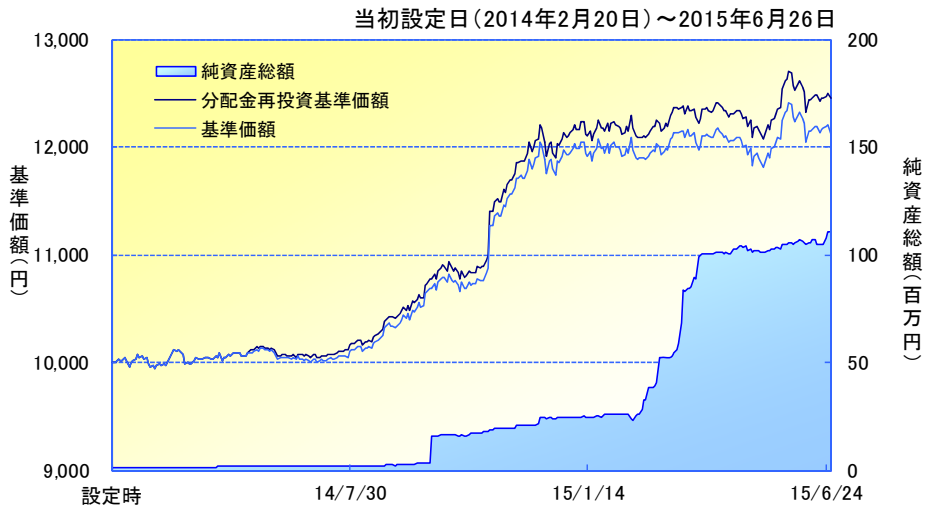
《基準価額・純資産・分配の推移》

2015年6月26日現在

基準価額	12,119円
純資産総額	110百万円

《分配の推移》(1万口当たり、税引前)

決算期	(年/月/日)	分配金
第1～11期	合計:	180円
第12期	(15/2/26)	20円
第13期	(15/3/26)	20円
第14期	(15/4/27)	20円
第15期	(15/5/26)	20円
第16期	(15/6/26)	40円
分配金合計額	設定来:	300円
	直近5期:	120円



基準日現在の信託報酬は、純資産総額に対して年率0.5832%(税込)です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。

※上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

以上

当資料のお取り扱いにおけるご注意

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託により作成されたものです。■当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡す「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認ください。■投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。■当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさの実質的な投資成果を示すものではありません。■当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。■分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ⇒ 大和投資信託 フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00～17:00) HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

収益分配金に関する留意事項

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

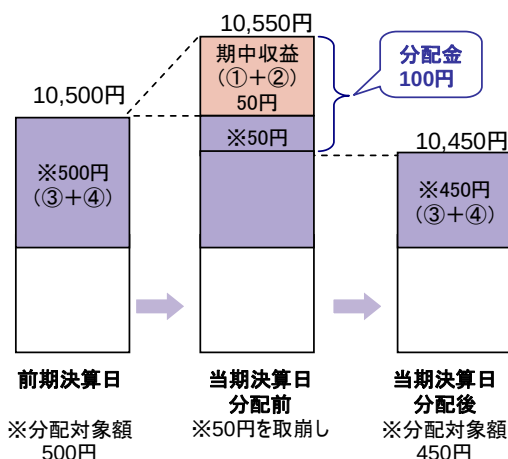
投資信託の純資産

分配金

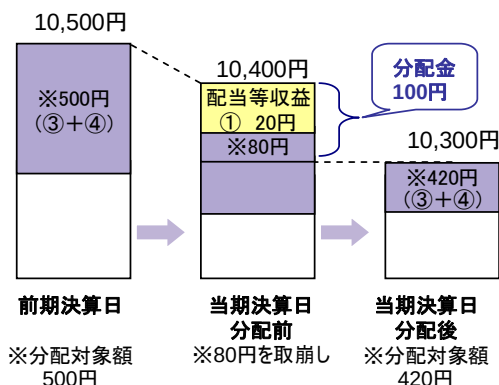
- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



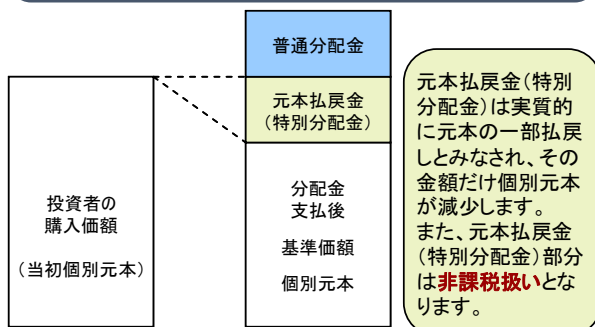
前期決算日から基準価額が下落した場合



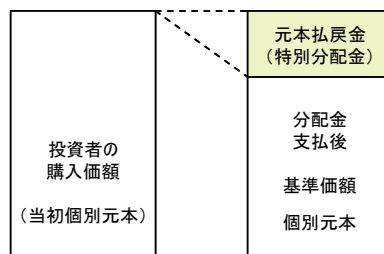
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

- ◆ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 : 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

※1ページ目の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をよくお読みください。

米国国債ファンド 為替ヘッジなし(毎月決算型)

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

- 残存期間の異なる米国国債に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。

ファンドの特色

1. 米国国債に投資します。
 - ◆米国国債に投資し、残存期間の異なる債券の利息収入を幅広く確保することをめざして運用を行ないます。
 - ◆米国国債への投資にあたっては、残存期間が最長 15 年程度までの国債を、残存期間毎の国債の投資金額がほぼ同程度となるように組入れることをめざします。
 - ※ストリップス債に投資することもあります。
 - ※このような運用手法を等金額投資といいます。
 - ◆国債の償還金または償還が見込まれる国債の売却代金を再投資するにあたっては、残存期間が 15 年程度までの国債のうち、期間が最長のものに投資します。
 - (残存期間毎の国債の投資金額の平準化にも利用することがあります。)
2. 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。
 - ・マザーファンドは、「米国国債マザーファンド」です。
3. 毎月 26 日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「ファンドの目的・特色」をご覧ください。

投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

「公社債の価格変動(価格変動リスク・信用リスク)」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「その他(解約申込みに伴うリスク等)」

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「投資リスク」をご覧ください。

米国国債ファンド 為替ヘッジなし(毎月決算型)

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 〈上限〉2.16%(税抜2.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	年率 1.1232% (税抜 1.04%) 以内	運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
	前記の運用管理費用（年率）は、毎期、直近 3 月 26 日（休業日の場合翌営業日）における新発 10 年米国国債の利回り（原則として、ブルームバーグ社発表の米国国債ジェネリック 10 年の終値）に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。 イ. 1%未満の場合 年率 0.3672%（税抜 0.34%） ロ. 1%以上 2%未満の場合 年率 0.5832%（税抜 0.54%） ハ. 2%以上 3%未満の場合 年率 0.7992%（税抜 0.74%） ニ. 3%以上 4%未満の場合 年率 0.9072%（税抜 0.84%） ホ. 4%以上の場合 年率 1.1232%（税抜 1.04%）	
その他の費用・手数料	(注)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

- ※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせください。
- ※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
- ※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「手続・手数料等」をご覧ください。

設定・運用：

大和投資信託
Daiwa Asset Management

商号等

大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

加入協会

一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

米国国債ファンド 為替ヘッジなし（毎月決算型） 取扱い販売会社

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○	○		
株式会社静岡中央銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第15号	○			
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○	○		
株式会社栃木銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第57号	○			
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第41号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○		○

上記の販売会社については今後変更となる場合があります。また、新規のご購入の取り扱いを行っていない場合がありますので、各販売会社にご確認ください。